

祇園橋保全に配慮した河川法及び文化財保護法の調整について*

Coordination of the Two Laws for Conservation of Civil Engineering Heritage.

永村景子**, 小林一郎***, 田中尚人****, 星野裕司*****

By Keiko NAGAMURA, Ichiro Koba YASHI, Naoto T. ANAKA, Yuji HOSHI NO

世界遺産、産業遺産、近代化遺産などのブームもあり、土木遺産の保全に対しても一般市民の関心は非常に高い。また土木遺産の多くが地域資源と位置づけられ、所有者や市民などにより、保存・活用が図られる事例も今や珍しくない。一方、土木遺産の保全にとって障壁となる法的問題も諸所に見られる。本稿では、重要文化財（建造物）「祇園橋 附石造記念碑」（熊本県天草市）を例に取り、町山田川の河川整備計画策定の過程で生じた文化財政策と河川政策の不整合について述べる。土木遺産の保全に係る「河川法」、「文化財保護法」の関係について整理するとともに、それらの調整のための地方自治体の責務について考察する。

1. はじめに

河道内に存在する土木遺産は、しばしば治水と保存の対立の構図が描かれてきた。結果、多くの事例の蓄積から、保全手法は数種に分類され、手法に関する議論も収束しつつある。重要なポイントは、構造物の強度の維持、河川管理施設等構造令にいかんが準拠させるか、当該構造物を取り巻く環境との相互作用から成り立つシステムの維持、の3点とされる¹⁾。

土木遺産保全の典型ともいえる国の文化財保護制度もまた、開発や生活様式の変化など社会情勢に応じ拡充されてきた²⁾。文化財の損失を免れるために構築された制度は、保存危機に対する事後保全型の対応を得意とするものであるといえる。

一方、いわゆる地方分権一括法の成立から10年以上が経過した。国・都道府県・市町村の縦割り行政システム構築の要因となった機関委任事務が廃止され、地方公共団体による総合行政の進展が期待されるものの、未だ成果はあがらない。現在、地方公共団体が行う事務は、法定受託事務と自治事務に分けられる。前者は本来国が果たすべき役割に係るもので、法令により地方公共団体の処理に委ねられたもの、後者は法定受託事務以外で地方公共団体が処理するものである³⁾。地方公共団体の事務に占める法定受託事務の割合は未だ大きく、地方自治が進まない一因とされる⁴⁾。

本稿で取り上げる重要文化財（建造物）祇園橋 附石造記念碑（熊本県天草市、以下、祇園橋）の保全に係る問題は、地方行政において現在生じている、治水と文化財保存の問題である。

祇園橋（写真-1）は、天草下島の本渡市市街地中央を西から東に流れる川に架けられた長さ約28.6m、幅約3.3mの長大



写真-1 祇園橋（写真提供：高木雄基氏）

な石造桁橋で、「石造アーチ橋が多い九州では特殊なものであり、技術的にも注目すべき点が多い」ことから、1997（平成9）年に国の重要文化財（建造物）として指定され、橋の保存は法的に確約された⁵⁾。それにも関わらず、祇園橋の架橋地である町山田川の河川整備計画策定において、その保存が問題として再浮上する。河川整備計画では、迂回水路を新設することで祇園橋の現地保存が適い、治水と文化財保存の双方が図られたかに見えた。しかし流域住民の祇園橋保存に係る要望は洪水時の備えであり、文化庁の要望は文化財の指定範囲を超えた周辺環境の保存であった。河川整備において文化財保存を要求された河川行政は現在、対応に苦慮している。

本稿ではこの問題に対して、河川法と文化財保護法それぞれの法的手続きを整理することで、関係者各個の責任範囲を明らかにすることにより、問題解決を図る仕組みを考察する。

2. 河川法による土木遺産への配慮

2.1 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定⁶⁾

2級河川の管理は、都道府県知事が行う法定受託事務である（河川法第10条、第100条の3）。河川管理者は、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全について、それぞれ総合的に考慮した、河川整備基本方針やそれに沿った河川整備計画を定めておかなければならない（河川法第16条、第16条の2、河川法施行令第10条）。

* key words: 祇園橋, 河川法, 文化財保護法, 地方公共団体

** 学生員 工修 熊本大学大学院自然科学研究科
(〒860-0555 熊本県熊本市黒髪2-39-1)

*** 正会員 工博 熊本大学大学院自然科学研究科

**** 正会員 博士（工） 熊本大学大学政策創造研究教育センター

***** 正会員 博士（工） 熊本大学大学院自然科学研究科

河川整備方針では、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針や、河川の整備の基本となるべき事項を定めなければならないとされる（河川法施行令第10条の2）。さらに、河川審議会が置かれている時は、あらかじめ当該河川審議会の意見を聴かなければならない（河川法第16条第4項）。このように、河川整備基本方針は「河川の総合的な保全」を前提としつつ、基本高水や河道及び洪水調節ダムへの配分、計画高水流量、計画高水水位及び川幅、必要流量など、治水安全度の設定に力点が置かれている。

一方、河川整備計画は、①河川整備計画の目標及び、河川工事の目的、種類及び施行の場所や当該工事により設置される河川管理施設の機能の概要、河川維持の目的、種類及び施行場所など②河川整備の実施に関する事項を定めるもので、策定にあたっては関係市町村の意見を聴かなければならない（河川法第16条の2第5項、河川法施行令第10条の3、第10条の4）。河川整備計画策定にあたっては、必要に応じて河川の学識経験者の意見を聴かなければならず、さらに必要がある場合には公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない（法第16条の2第3項、第4項）。

1997(平成9)年の河川法改正では、河川環境の整備と保全や、河川整備計画策定時に住民の意見を反映させることが明文化された点が画期的とされた。一方、河川整備基本方針の策定手続きに住民参加がない、河川整備基本方針と河川整備計画が一体的整合的に策定されない、といったことを問題視する声もある⁹⁾。

2.2 町山出口川における河川整備

祇園橋の架かる町山出口川については、管理者である熊本県により、河川整備基本方針のみ策定されている⁹⁾。①河川の洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項は、「流域の社会・経済的な重要度と県内における他の河川との計画規模の整合等を考慮し、概ね30年に1回発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標」と定められている。また、②利水に触れるとともに、③河川環境の整備と保全については、「町山出口川本来の生態系や景観に配慮し、「多自然川づくり」などにより生物多様性の保全を図るとともに人と河川との触れ合いの場の確保を図る」とされる。さらに、④河川の維持・管理に関しては、「豊かな河川環境を保全し、将来へと良好な形で引き継いでいくため…(中略)河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、河川愛護意識の定着と啓発、住民参加による河川の維持・管理を推進する」とされている。また政令に従って、①の治水目標を満たす整備工事に係る事項として、基準地点である中山口橋における基本高水のピーク流量、計画高水水位及び計画横断形に係る川幅が定められている。

河川整備計画は現在策定途中であるが、その中で祇園橋は上流から流れてくる流草木が橋桁に堆積するため、整備区間中において流下能力を阻害する要因となっている(写真-2¹⁰⁾)。また増水時には祇園橋流失の危険もある。現在の河川整備計画案は、右岸側に河床を掘り下げた迂回水路を新設、旧河道



写真-2 洪水時の祇園橋

(出典：国重要文化財指定記念誌 国重文の祇園橋)

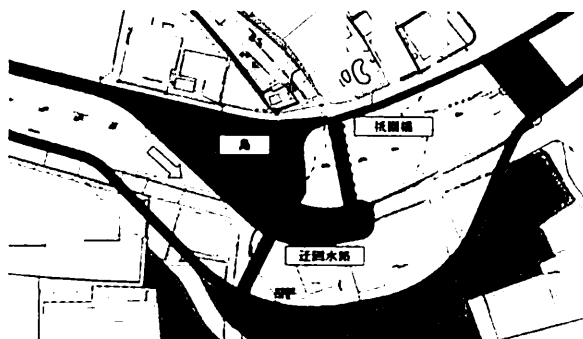


図-1 祇園橋周辺河川整備計画案 平面図

(第9回町山出口川周辺河川景観検討委員会資料より転載)



図-2 祇園橋周辺河川整備計画案 模型

(第9回町山出口川周辺河川景観検討委員会資料より転載)

部には島を築くものである¹¹⁾。島と祇園橋の間の護岸は導流堤として改修し、新設流路には、導流堤から右岸側に渡る新設橋梁を設置する計画となっている(図-1、図-2)。

3. 文化財保護法による土木遺産の保全

3.1 文化財保護に係る地方公共団体の役割¹²⁾¹³⁾

文化庁は、文化財保護に係る国、地方公共団体及び文化財の所有者等の主な役割を、表-1のように示している¹⁴⁾。国は文化財保護法により、管理、修理、公開や現状変更など国指定の重要文化財（以下、国重文）の所有者や管理者（以下、所有者等）による行為を制約するとともに、補助金交付や税制優遇等の措置を講じている。所有者等は国重文の管理等について、適宜、文化庁長官へ届け出なければならない。国と所有者等との間でパイプ役となるのが、地方公共団体である。文化財の対象が土木遺産である際、地方公共団体が所管する社会基盤施設である場合が多い。この場合、地方公共団体は文化庁との経由機関としての役割に加え、所有者等としてのの

役割を負うこととなる。本稿で取り上げる祇園橋も、天草市の市道として管理されている。

以上、文化財保護行政における国の役割は、所有者等に対して文化財の保存を目的とした様々な制約を加え、あるいは保存理論の観点から文化財保護に係る指導を行うことである。一方、地方公共団体は、国と所有者等の橋渡しを行う。さらに当該地方公共団体が所管する社会基盤施設が重文となった場合には、通常の施設管理に加え、文化財としての管理を行うこととなる。このことから、地方公共団体は文化財保護について、国の保護理論を受け、これを実践する要となるべき位置づけにあるといえる。

3.2 文化庁と都道府県の教育委員会の関係¹⁵⁾

文化財保護行政における地方公共団体の役割のうち、法で定められたものは、「都道府県または市の教育委員会が処理する事務」（*法第181条*）であり、そのほとんどは都道府県の教育委員会が行うものである。内容は文化財の所有者等に対する、国の補助金や国庫負担金を用いた国重文の管理や修理に対する指揮監督（*法第35条第3項*、*第36条第3項*）や、文化庁長官が許可した現状変更等や公開の停止命令（*法第43条第1項及び第4項*、*第51条第5項*、*第53条第4項*）、重文の管理・保全状況の報告要求や立入調査（*法第51条*、*第55条*）を、法定受託事務として文化庁長官から都道府県の教育委員会に権限移譲するものである。これは、例えば管理や修理の指揮監督では補助金交付の条件として、文化庁長官は管理又は修理に関して必要な事項を指示することができ、その他についても同様に文化庁長官の何らかの行為に付随した権限の移譲となる。また、文化財に関して文部科学大臣や文化庁長官への書類提出及び、同大臣や長官から命令・勧告・指示など処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとされている（*法第188条*）。

文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、

もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」とするが、長年、文化財保護の力点は保存に置かれてきた。これを改善すべく「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）¹⁶⁾」（平成8年）において重文の活用施策が、さらに「所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されること¹⁷⁾」を目的として、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年）が定められた。これらの報告及び指針は、城内の市町村教育委員会及び所有者に対して周知するよう、文化庁から都道府県教育委員会に対して通知された。このように、国重文の活用などは専ら所有者等の自主性に任されており、法定計画ではない。またその指導は、都道府県の教育委員会に委ねられている。

これらより都道府県の教育委員会は、文化財保護に係る視察機関であるといえる。彼らは、文化庁の保存理論と文化財保存現場の実情との双方の間に立つ役割を担っている。

3.3 祇園橋管理者としての天草市の役割¹⁸⁾

先述の通り、祇園橋は現在天草市の市道であり、文化財としての橋の管理は天草市教育委員会文化課が、また市道としては、天草市道路整備課が管理している。

重文の管理者として市は祇園橋保存の努力義務を負っている（*法第4条*）。重文管理において必要な手続きは、文化庁長官に対して、重文の滅失若しくは毀損（*法第33条*）、所在の場所の変更（*法第34条*）の届け出や、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う際の許可申請（*法第43条*）である。管理や修理に多額の経費を要し、その費用の負担に耐えない等の場合には、管理者である天草市は、その経費の一部として国から補助金を受けることができる（*法第35条第1項*）。この場合天草市は、補助条件として、文化庁長官から管理や修理に関して必要な事項を指示（*法第35条第2項*）や、必要に応じて指揮監督を受ける（*法第35条第3項*）。後者の指揮

表-1 文化財保護における各主体の役割（文化庁ホームページを元に筆者作成）

主体	主な役割
国 (文部科学省または文化庁)	- 文化財保護法の制定 - 重要文化財の指定（<i>法第27条</i>） - 国重文の所有者等に対する管理（<i>法第30条</i>、<i>第36条第1項</i>）、修理（<i>法第35条第2項</i>、<i>法第37条第1項</i>）、公開（<i>法第48条</i>、<i>第51条</i>、<i>第53条第4項</i>）に関する指示、命令、勧告 - 国重文の現状変更等の規制（<i>法第43条</i>） - 国重文の管理又は修理（<i>法第35条</i>）、公開（<i>法第51条第6項</i>、<i>第7項</i>）等に関する所有者等への補助 - 国重文の公有化に対する地方公共団体への補助（<i>法第46条第2条</i>） - 国重文等に係る課税上の特例措置の設定（<i>法第42条</i>）
地方公共団体 (都道府県及び市町村の教育委員会)	- 文化財保護条例の制定（<i>法第182条</i>） - 文化財（以下、地方重文）の指定等（国指定等を除く）（<i>法第182条</i>） - 国又は地方重文の所有者等に対する管理、修理、公開（<i>法第51条第5項</i>、<i>第53条第4項</i>）に関する指示、勧告及び現状変更（<i>法第43条第4項</i>）等の制限 - 地方重文の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助（<i>法第182条</i>） - 文化財の保存・公開のための施設の設置、運営（<i>法第182条</i>） - 文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進 - 管理団体として国重文の管理（<i>法第32条の2</i>）、修理等（<i>第34条の2</i>、<i>第34条の3</i>）
所有者等	- 国及び地方重文に関し、所有者の変更（<i>法第34条</i>）、滅失若しくは毀損（<i>法第33条</i>）、所在の変更（<i>法第34条</i>）等に係る届け出 - 文化財の管理（<i>法第31条</i>、<i>第32条</i>、<i>第32条の2</i>）、修理（<i>法第34条の2</i>、<i>第35条</i>） - 文化財の公開（<i>法第51条</i>） - 重要文化財等の譲渡に際して国に対する売渡の申出（<i>法第46条</i>）

監督は、文化財保護法施行令第5条により、都道府県教育委員会に権限移譲されている。なお、文化庁長官の定める条件により、市は文化庁長官に重文の管理または修理に関する技術的指導を求めることができる。また市は、文化庁長官からの、管理、修理、環境保全などの状況報告の求めに応じる必要がある（法第51条）。

祇園橋の国重文指定範囲は、橋脚、床桁（橋脚上の桁石）、敷板（道路面となっている石）、高欄と左岸川の祇園社（神社）前に残る石造記念碑（附指定）であり、文化財保護法上の指定範囲は純粋に橋を構成する石材のみとなっている。護岸石垣と一体となった橋台や祇園社は指定外である。市教育委員会文化課では、文化庁の指導を受けて参道としての歴史的価値も含めて評価し、橋の現地保存及び周辺環境保護も重要と認識している。町山口川の河川整備計画策定委員会においては、市教育委員会文化課はオブザーバーとして参加し、文化財として現状や規制などについて、発言を求められた場合に回答している¹⁹⁾。

このように市は祇園橋について、土木構造物（市道）と文化財という2種類の管理を担っている。特に文化財として保存の努力義務を負っているものの、市自ら主体的な保存管理方針がないのが現状である。

4. 河川法及び文化財保護法の調整

4.1 河川及び文化財行政の関係主体

今回の問題の発端は、河川整備方針に基づく河川整備計画策定である。河川整備において、河道内に存在する重文周辺の環境をいかに保全するか、との課題が生じた。これについて2、3章をふまえ、河川整備及び文化財保護にかかる手続きと、それに関わる主体を図-3に示す。この問題に関わる関係者は、国、都道府県、市町村の河川及び文化財行政機関及び市民である。河川法及び文化財保護法の手続きは、国→都道府県→市町村という縦割りの関係は明らかであるものの、①河川行政と文化財行政の調整はいずれの主体においても法

定手続きとして位置づけられておらず、また河川整備に付随して生じる多様な問題に、②誰がどの問題に対してどのような対処をすべきか明確でないことがわかる。

4.2 祇園橋周辺の環境保全にかかる管理者の問題

上述の祇園橋周辺の状況を河川整備(A)及び文化財保護(B)の双方の観点から整理する。さらに町山口川及び祇園橋の管理者(図-4)と各々の課題(図-5)について考察する。

A. 町山口川の河川整備—熊本県

町山口川の河川管理者は熊本県である。河川法に従って策定された河川整備基本方針及び河川整備計画は法定事項となる。方針及び計画の策定は県の河川部局（土木部河川課、地域振興局土木部）が行う。当方針では地域の発展にかかる諸計画との調整を図り、治水、利水、景観への配慮や、豊かな河川環境の保全との調和をとった計画のもと、整備を図っている²⁰⁾。注目すべきは、当方針に記載された、基本高水のピーク流量（基準地点で150m³/s）であり、これが河川整備において大前提の治水目標となる。方針に基づき治水の観点から見れば、祇園橋は河川区域内に存在し、洪水時には水の流れを阻害する要因となるため、除却されかねない構造物である。一方、方針に謳われた豊かな河川環境の保全は、治水に限らずあらゆる問題を加味する必要がある。しかし、河川法に定められた河川整備基本方針の策定手続きでは、河川管理の関係者以外の意見を取り入れる必要はなく、治水安全度が設定された、町山口川に保存すべき文化財の存在は明らかであり、県は河川整備基本方針策定において、治水と文化財保存のバランスを勘案した方針を定めるべきであった。

B. 祇園橋の文化財保護—天草市

祇園橋は、道路（市道）の維持管理は市道路整備課が行うが、文化財としての管理は文化課が行っている。管理者である市には、重文指定された時点で、祇園橋（橋脚、床桁、敷板、高欄、石造記念碑）の保存が義務付けられている²¹⁾。ま

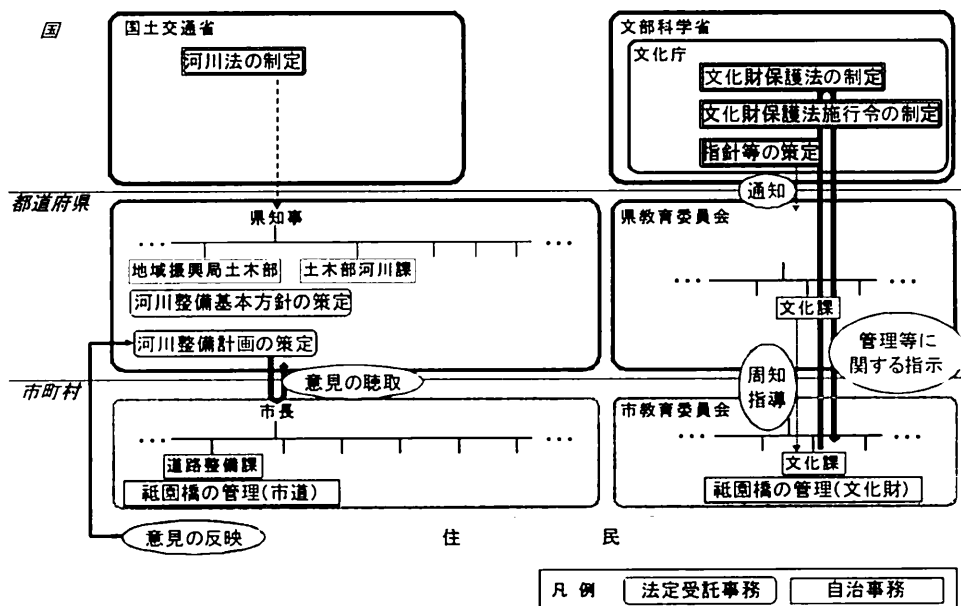


図-3 河川整備及び文化財保護にかかる手続き及びそれに関わる主体

た、管理に際しては文化庁長官の指示に従わねばならない。祇園橋に対する文化庁の指導内容は、「橋と周辺との環境が一体となっており、祇園橋と周囲の石垣は地元の下浦石を用いて、同時期に建設され使用されている。非常に重要な関係であり、切り離すことはできない。現地保存で考えて欲しい」とし、保存区分を a) 祇園橋と石碑、b) 祇園橋に接する部分（護岸と岩盤）及び c) 周辺環境（祇園社、祇園社の石垣・石段、文化的・歴史的風景）の3つに分けている²²。このほか、石積み護岸や河床の岩盤、河原など周辺環境に関して、文化庁から要望がある²³。

a) 祇園橋と石碑の保存のみ法定事項であり、b) 祇園橋に接する部分及び c) 周辺環境については、保存すべきとの方針や要望が文化庁により示されたに過ぎない。保存管理計画の策定は文化財保護法に定められておらず、管理者である市が自主的に作成し、対処すべき事柄である。これより市は、祇園橋に対して洪水や劣化などに対する予防保全や、指定外の周辺環境について具体的に何をどこまで残すのか、といった保存管理計画を早急に作成すべきである。

以上、本問題は河川及び重文双方の管理者について、①熊本県は、祇園橋保存に付随して生じる河川を中心とした一体

的空間について整備方針を定めること、②天草市は重文としての祇園橋の保存管理計画を早急に策定する必要があること、の2点が課題として挙げられる。

4.3 河川法及び文化財保護法の調整の仕組み提案

これまでに述べたように、いずれの主体においても河川法及び文化財保護法の調整は、法的手続きとして位置づけられていない。そのため河川管理者及び文化財管理者が、それぞれの責任の範囲において調整を図る、以下の2つの仕組みが必要である（図-6）。

Ⅰ. 治水と文化財保存のバランスを整備方針で設定—熊本県

現在の河川整備基本方針のもとでは、文化財自体の保全を目的として、河川管理者が治水目標を脅かす措置をとることは不可能である。しかし河川整備基本方針策定では防災の視点の治水安全度のみでなく、河川環境に係る様々な問題を加味して総合的に整備方針定めるべきである。それには河川整備計画のみでなく、整備の基本方針策定手続きにおいて、関係市町村や流域住民、その他河川管理関係者以外の意見を取り入れる仕組みが不可欠である。この点では、法定手続きに問題があるともいえる。河川管理者はまた、域内の①祇園橋保存、河床岩盤や護岸、祇園社など河川区域外に及ぶ②祇園橋周辺の一体で価値をなしている風景、さらには参道や生活道など③流域住民の暮らしとの関わりなど、文化財保存の観点から指摘されうる事柄を、予め整備方針に盛り込むべきであろう。祇園橋周辺の河川整備に付随して生じる、治水と文化財保存のバランスについて具体的な空間要素の取扱いとともに、時には防災のみでなく、減災対策に力点を置いた河川整備方針を定めることによって初めて、豊かな河川環境の保全が適うのではなかろうか。

Ⅱ. 文化財保存管理計画の河川整備計画への反映—天草市

河川管理者は、河川整備基本方針に位置づけられた河川環境保全の目的を達するため、あるいは河川整備計画の策定手続きにおいて、関係市町村や関係住民の意見を取り入れられることを考慮すると、河川整備において文化財を含む河川環境の保全が可能である。

市は祇園橋の劣化や損傷のみでなく、現時点で考え得る保存に影響を及ぼす脅威への対応を保存管理計画として検討しておくべきである。この中には、洪水への対応として、①橋上流に杭や堰を設けて祇園橋流失を絶対に許さない、②過去150年以上洪水に耐えてきた実績を考慮して洪水対策は行わないが、万一に備えて記録をとっておく、さらに周辺環境の

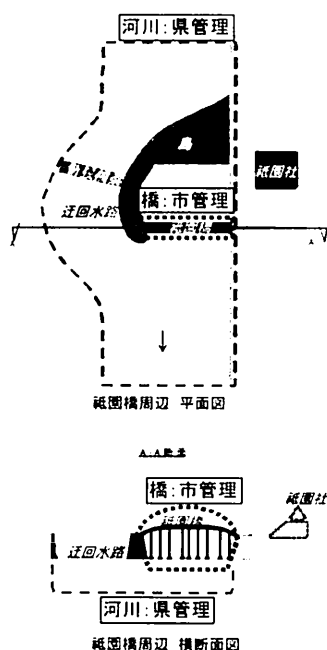


図-4 河川及び祇園橋管理者区分

祇園橋周辺整備計画平面図（上）及び横断面図（下）

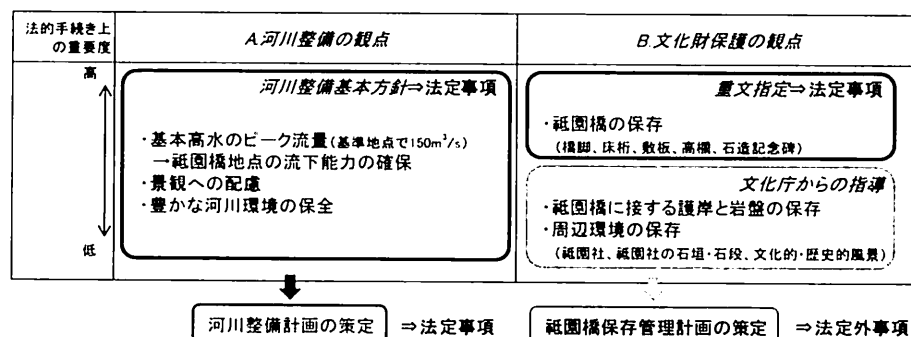


図-5 河川整備及び文化財保護における課題

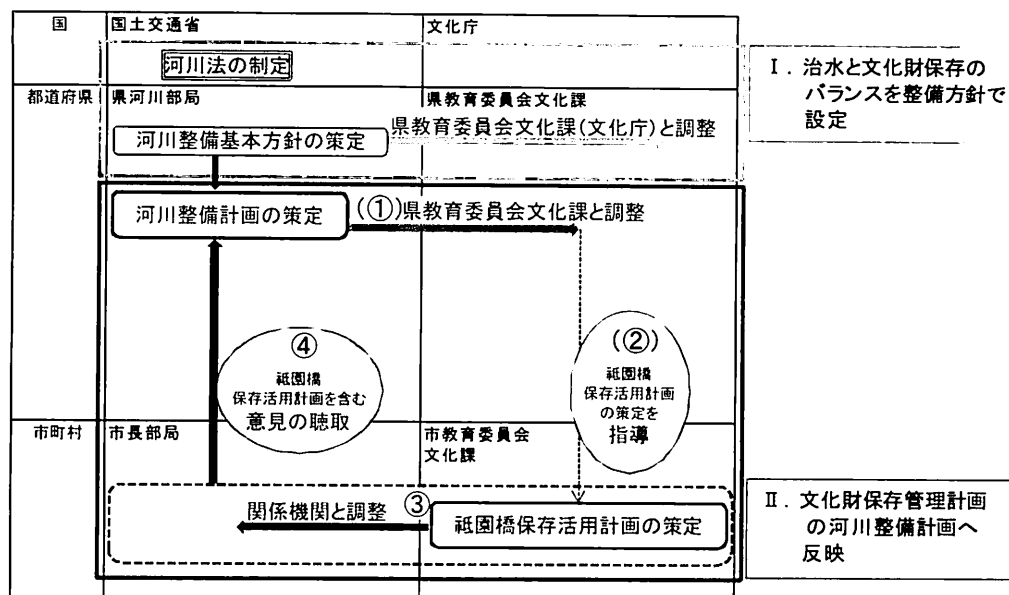


図-6 河川法及び文化財保護法における2つの仕組み

保存を考慮して、③祇園橋やその周辺の文化的・歴史的風景は重文と同等あるいは地方の指定文化財として保存していく、など具体的な行動指針を示しておくべきである。さらにこの保存管理計画を、河川整備計画策定時に考慮すべき「地域の発展に係る諸計画」として河川管理者に提示すべきである。

保存管理計画は、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針に基づいた作成が有効と考えられる。当該手続きでは都道府県教育委員会が所有者に対して指導・助言を行うことや、文化財保存、まちづくり施策や防災対策、地域学習や生活に関わる事項について、関係行政機関間関係者と調整を図ることとされているが、祇園橋では未策定である²⁰。場合によっては、県河川部局と県教育委員会とで調整を図り、祇園橋保存活用計画の策定を促すことも必要である。

5. おわりに

河川整備において、河道内に存在する重文周辺の環境をいかに保全するか、との問題に対し、河川法及び文化財保護法の手続きをもとに、課題の洗い直しをおこなった。その結果、①熊本県は、祇園橋保存に付随して生じる河川を中心とした一体的空間について整備方針を定めること、②天草市は重文としての祇園橋の保存管理計画を早急に策定する必要があること、の2つの課題を指摘した。またこの課題を解消するため、河川管理者である熊本県がI. 治水と文化財保存のバランスを整備方針で設定すること、また文化財の管理者である天草市は、祇園橋の保存管理計画を作成してII. 文化財保存管理計画の河川整備計画への反映させる、という2つの仕組みを提案した。

河川法改正、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針、さらに地方分権改革など、いずれも国が制度を整えて早10年を数える。しかし地方公共団体ではその仕組みが十分に活かされず、本稿のような問題が生じている。諸制度を読み解き、総合的な地方行政に浸透させていくことも、根本的な課題である。

謝辞

天草市教育委員会中山圭氏、(株)建設技術研究所大阪本社河川部高木雄基氏には、資料提供やヒアリング調査にご協力頂きました。また本研究の一部は、文部科学省科学研究費・基礎研究(B)（課題番号22360211）の補助を受けたものです。記して謝意を表します。

参考文献 及び 注釈

- 土木学会歴史的構造物保全技術連合小委員会編『歴史的土木構造物の保全』。鹿島出版会、pp.155-165、2010。
- 中村賢二郎『わかりやすい文化財保護制度の解説』。ぎょうせい、pp.14-20、2007。
- 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）
- 今川晃、ほか『分権時代の地方自治』。三省堂、pp.19-29、2007。
- 文化庁国指定文化財等データベース <http://www.bunka.go.jp/bsys/>
- 河川法（昭和三十九年七月十日法律第六十七号）
- 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）
- 日本弁護士連合会：流域自治に向けた河川法の改正を求める提言、2007。
- 熊本県：二級水系町山口川河川整備基本方針、2006。
- 本渡祇園橋と町山口川の環境を守る会：『国重要文化財指定記念祇園重文の祇園橋』。堀田善久、p.219、1998。
- 熊本県天草地域振興局：第9回町山口川（祇園橋周辺）河川景観検討委員会、2011。
- 文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）
- 文化財保護法施行令（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）
- 文化庁ホームページ 施策 <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shisaku/index.html>
- 前掲12)
- 重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告） <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/houkoku/katuyou.html>
- 要文化財（建造物）保存活用計画策定指針 <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/houkoku/hozonkeikaku.html>
- 前掲12)
- 天草市教育委員会文化課へのヒアリングによる
- 前掲9)
- 前掲19)
- 前掲11)
- 町山口川（祇園橋周辺）河川景観検討委員会ニュース第3号～洪水防御と祇園橋保存の両立を目指して～、p.3
- 平成19年3月31日現在で、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づく保存活用計画策定実績は、「旧福岡製糸場（群馬県富岡市）」、「碓氷峠鉄道施設（群馬県安中市）」、「八ツ沢発電所施設（山梨県大月市・上野原市）」、「旧筑後川昇開橋（福岡県大川市・佐賀県佐賀市）」である。